

【治民…ちみん】人民を治めること

【蓋シ…けだし】考えてみるのに、想像するに、思うに

【而シテ…しこうして】そうして

【衆庶…しゅうしょ】人民、庶民

【瞻仰…せんぎょう】仰ぎ見ること、敬い慕うこと、仰瞻ともいう

【休戚…きゅうせき】良いことと悪いことと、喜びと悲しみと

【忝…かたじけなく】おそれ多い、恐縮だ、ありがたくうれしい

【爾来…じらい】以来、その後、それから

【閱スル…けみする】経る、経過する

【治化…ちか】人民を治め導くこと

【治ク…あまねく】広く、隅々まで

【按スル…あんずる】考えてみると

【犬牙…けんが】くいちがい、入り違い

【好悪…こうお】好むと憎むと、好き嫌い

【土功…どこう】「土工」のこと、築堤・道普請などの土木工事

【粲然…さんぜん】きらきらと光るさま、きらびやかなさま

【無要不急…むようふきゅう】「無用」と同じ、役に立たず急を要しないこと、さし当たり必要でないこと

【怨嗟…えんさ】うらみ嘆くこと

【豈…あに】なんで、どうして

【公事…くじ】公の事務、政務

【奈何トモ…いかんとも】どうにも、どうすることも

【鄙言…ひげん】いやしい言葉、田舎の言葉、世俗の言葉

【嗚呼…ああ】もの感じて発する声、呼びかけの声

【冀クハ…こいねがわくは】どうぞお願いだから、なにとぞ、どうぞ

【60解 説】

楫取素彦（文政十二年〜大正元年）は維新後、明治七年（一八七四）七月に熊谷県権令、九年四月に同県令を歴て、明治九年八月第二次群馬県成立により群馬県令に転任した。以来、約九年間にわたって県内の勸業・教育・水利・土木など、草創期の群馬県政発展のために尽力したとされている。その後、明治十七年三月三十日元老院議官に栄転（同年八月まで県令と兼任）し、さらに貴族院議員・宮中顧問官等を歴て、明治三十年貞宮内親王（明治天皇の第十皇女）御養育主任に任じられた。

楫取が退任するとの情報を事前に入手した前橋町民有志は彼の留任運動を展開し、明治十六年六月に県へ請願書を提出するが却下された。本文書は、楫取が群馬県を去る前日の明治十七年八月十六日、町民有志から呈上された送別の辞である。この文面から県庁の前橋誘致に貢献した楫取県令と前橋町民との深い関係や群馬県発展の礎を築いた楫取に対する前橋町民の惜別の気持ちが伝わってくる。また県庁に隣接する前橋公園内には現在、彼の事績を讃える「前群馬県令楫取君功德之碑」が建っている。